

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

平成 28 年 7 月 25 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501056号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600136号

## 第1 結論

請求者のA事業所における平成元年11月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成元年11月の標準報酬月額については、20万円から22万円とする。

平成元年11月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成元年11月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年7月1日から平成12年5月1日まで

請求期間に係る標準報酬月額の記録が、当時の給与額と比べて低額となっている。給料明細書を提出するので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち平成元年11月1日から同年12月1日までの期間については、請求者から提出された給料明細書により、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる同年5月から同年7月までの報酬月額から算出される請求者の平成元年11月の標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが確認できる。

また、請求者から提出された平成2年3月分の給料明細書において、同年2月分の厚生年金保険料(1万4,300円)のほかに「11 1-2,520」と記載されていることから、平成元年11月分及び平成2年1月分の厚生年金保険料の不足額として合わせて2,520円が給与から控除されていたことが推認できるところ、請求者から提出された平成2年2月分の給料明細書により同年1月

分の厚生年金保険料として1,900円の不足額が生じていることが確認できるものの、平成元年12月分の給料明細書により同年11月分の厚生年金保険料はオンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づき控除されていることが確認できることから、同年11月分の厚生年金保険料として620円が上乘せして給与から控除されたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成元年11月の標準報酬月額については、同年12月分及び平成2年3月分の給料明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成元年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち昭和62年7月1日から平成元年11月1日までの期間及び同年12月1日から平成12年5月1日までの期間については、請求者から提出された給料明細書により、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる各年の5月から7月までの報酬月額から算出される請求者の当該期間の標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが確認できる。

しかしながら、昭和62年7月から同年9月までの期間、同年11月から平成元年10月までの期間及び同年12月から平成12年4月までの期間については、請求者から提出された給料明細書により、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料がオンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と一致又は低額であることが確認できるため、標準報酬月額の訂正は認められない。

また、昭和62年10月については、請求者は同年11月分の給料明細書を保管しておらず、事業主が請求者の給与から控除した厚生年金保険料額を確認できない。

このほか、請求者の昭和62年10月における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が昭和62年10月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501816号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600137号

## 第1 結論

請求者のA社における平成19年6月29日の標準賞与額を7万円、同年12月19日の標準賞与額を7万9,000円に訂正することが必要である。

平成19年6月29日及び同年12月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年6月29日及び同年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年6月29日  
② 平成19年12月19日

年金事務所からのお知らせにより、A社における請求期間①及び②の標準賞与額の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係る給与振込口座の取引推移一覧表及び複数の同僚から提出された請求期間①及び②に係る給与支給明細書並びにA社からの陳述により、請求者は、当該期間において、同社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記給与振込口座の取引推移一覧表及び複数の同僚から提出された給与支給明細書並びにA社からの陳述により推認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年6月29日は7万円、同年12月19日は7万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事

業主からは、請求期間①及び②に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600268号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600138号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和49年10月31日から同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

昭和49年10月31日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和49年10月31日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年10月31日から同年11月1日

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間は、転勤となった時期ではあるが、平成7年9月20日に退職するまで継続して勤務していた。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された退職証明書及び給与支給明細表並びにB社から提出された人事記録により、請求者は請求期間において、B社に継続して勤務し(A社からC社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、B社から提出された、請求者に係る「厚生年金保険資格喪失確認通知書」及び「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は昭和49年10月31日(備考欄には「Cに転出」と記載あり)、C社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日は同年11月1日と記載されていることが確認できる。

なお、異動日については、B社人事総務部門の担当者の陳述により、A社が、社会保険事務所(当時)に対し請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を、本来、昭和49年11月1日と届け出るところ同年10月31日と誤って届け出たものと考えられる旨陳述していることから、同年11月1日とすることが必要である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の標準報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和49年10月31日から同年11月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の昭和49年10月31日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。